

健康づくり応援団協力店登録 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市健康増進計画及び藤沢市食育推進計画に基づき、日常的に利用する外食や中食等の食環境整備を図り、市民の健康づくりを支援する店舗を健康づくり応援団協力店「ふじさわベジプラス店」(以下「協力店」という。)とし、誰もが健康的な食生活を実践するための一助とする。

(協力店登録の対象)

第2条 協力店登録の対象は、藤沢市内で営業する飲食店(店内全面禁煙)、移動販売車、弁当・惣菜販売店(宅配含む)、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、社員食堂、学生食堂等の外食又は中食を利用できる店舗とする。

(登録の要件)

第3条 登録の要件は、次の各号のいずれかの取組項目を実践する店舗とし、第1号の取組項目は必須とする。

(1) 単品で野菜70g以上の料理(商品)がある又は1食あたり野菜120g以上の料理(商品)がある。

(2) 主食・主菜・副菜のそろった料理(商品)がある。

(3) 食事量(ごはんやおかず量)の調整ができる料理(商品)がある。
調整例として、ごはんを小盛りに変更できることなどが挙げられる。

(4) 栄養に関する表示(エネルギー、たんぱく質、脂質、食塩相当量)がある。
(一部の表示でも可とする。)

(5) 減塩に配慮した料理(商品)の提供や工夫をしている。

工夫例として、減塩調味料やかけ過ぎを防止する調味料入れを設置していること、ドレッシングなどの調味料をかけずに別添えで提供できること、減塩コーナーを設置していることなどが挙げられる。

2 前項の登録の要件にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店として参加できないものとする。

(1) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体

(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体

(3) 藤沢市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第2号から第5号のいずれかに該当する者

(4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると市が判断した者

(5) その他、市が登録を不適當であると判断した者

(取組内容)

第4条 協力店は、交付された普及啓発媒体（ステッカー、ミニのぼり旗等）を店舗に掲示し、来店者へ周知する。

2 協力店は、藤沢市健康増進計画及び藤沢市食育推進計画に基づき、健康づくりに関する情報を普及啓発し、健康づくりの推進に協力する。

(協力店の申請)

第5条 協力店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、健康づくり応援団協力店登録申請書（第1号様式）を市へ提出する。

(登録の決定)

第6条 市は、申請書の提出を受理したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、申請者に対して登録証（第2号様式）とステッカー等の普及啓発媒体を交付するとともに、登録名簿に記載する。

(登録店舗の紹介)

第7条 市は、登録店舗での取組内容等について本市ホームページで紹介する。

2 申請者は、申請した時点で店舗情報を本市ホームページへ掲載することを同意したものとする。

3 市は、年1回、店舗情報の更新を確認するが、返答がみられない協力店については、店舗情報の変更がないものとみなす。

(登録内容の変更)

第8条 申請者は、健康づくり応援団協力店登録申請書（第1号様式）に記載した内容に変更が生じた場合は、健康づくり応援団協力店変更届（第3号様式）を市へ提出するものとする。

(登録の廃止)

第9条 申請者は、取組内容が合わなくなった場合や、店舗を廃止するなどの理由で取組を中止する場合は、健康づくり応援団協力店廃止届（第4号様式）を市へ届けるとともに、ステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

- 2 市は、健康づくり応援団協力店廃止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録の取消し)

第9条 市は、協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取消することができる。

- 2 市は、前項の規定により登録を取り消したときは、健康づくり応援団協力店登録取消通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 3 登録を取消された協力店は、すみやかにステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。